

令和 8 年度第 4 回安塚区地域協議会次第

日時：令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 6 時 30 分から

場所：安塚コミュニティプラザ 3 階 大会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（資産活用課ほか）

【資料 No. 1】

3 自主的審議事項

(1) 自主的審議事項について

4 その他

(1) 次回の開催日時： 月 日（ ）午後 時 分から

(2) 市からの連絡事項（区内の行事予定など）

5 閉 会

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	安塚区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	12
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	9
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	3
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	6
上記のいずれかの取組を実施	220/223	13/14

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、 年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設	全体 施設数	安塚区
A 基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	2
市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B 政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	0
正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C 理論値＜現行使用料であるが改定（100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	3
ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D 政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	0
上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	2
リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F 理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	0
日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G 見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	0
やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計	162	7
H 100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【安塚区】**

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	安塚コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	安塚多目的交流施設		○	高齢者支援課
4	六夜山荘	○		農政課
5	樽田そば処	○		農政課
6	雪だるま物産館	○		農政課
7	雪中貯蔵施設	○		農政課
8	菱里地域生涯学習センター	○	○	社会教育課
9	中川地域生涯学習センター	○	○	社会教育課
10	伏野地域生涯学習センター	○	○	社会教育課
11	安塚地区公民館	○		社会教育課
12	安塚B&G海洋センター	○	○	スポーツ推進課
13	安塚和田スポーツ公園(グラウンド)	○	○	スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	<u>600円</u>	510円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1施設	<u>200円</u>	160円
	中学生以下	1施設	<u>100円</u>	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「安塚コミュニティプラザ」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

また、合併前上越市の公民館や図書館にて、すでに定期的な休館日を設けている現状及び利用実態を勘案し、利用の少ない曜日を休館日とします。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで (月曜日、木曜日及び土曜日の午後5時から午後9時までは予約があるときのみ)	【条例】 午前8時30分から午後10時まで 【実際の設定】 平日は午前8時30分から午後10時まで 土日祝日は午前9時から午後10時まで (月曜日、木曜日の午後5時15分から午後10時まで及び土曜日、日曜日の午後5時から午後10時までは予約があるときのみ)

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>日曜日</u> 、年末年始	年末年始

「安塚多目的交流施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として暖房使用料のみ現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
施設使用料	1 面 1 時間につき	<u>400 円</u>	410 円
暖房使用料		<u>300 円</u>	210 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「六夜山荘」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を利用実態や需要にあわせて見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	【宿泊室】 宿泊利用は午後 3 時から翌日午前 10 時まで 日帰り利用は午前 10 時から午後 3 時まで 【交流室】 午前 7 時から午後 10 時まで 日帰り利用は午後 9 時まで	【宿泊室】 宿泊利用は午後 3 時から翌日午前 10 時まで 日帰り利用は午前 10 時から午後 3 時まで 【交流室】 午前 7 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	週 1 日（曜日未定）、年末年始	無休

「雪だるま物産館・樽田そば処・雪中貯蔵施設」 開館時間の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間を利用実態や需要にあわせて見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	○雪だるま物産館及び雪中貯蔵施設 午前 9 時から午後 <u>5</u>時まで ○樽田そば 午前 11 時から<u>午後 2 時まで</u>	【条例】 ○雪だるま物産館及び雪中貯蔵施設 午前 9 時から午後 6 時まで ○樽田そば処 ・日曜日及び土曜日、休日 午前 11 時から午後 8 時まで ・上記以外の日 午前 11 時から午後 3 時まで及び 午後 5 時から午後 8 時まで (午後 5 時から午後 8 時までの間は指定管理者の承認を得た場合に限る) 【実際の設定】 ○樽田そば処 午前 11 時から午後 2 時まで

「菱里地域生涯学習センター」 開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を利用実態にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	年末年始	なし

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
体育館	1 時間につき	<u>1,000 円</u>	840 円
会議室		<u>150 円</u>	120 円
視聴覚室		<u>300 円</u>	220 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「中川地域生涯学習センター」 開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を利用実態にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	年末年始	なし

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
休憩室	1 時間につき	<u>150 円</u>	110 円
会議室		<u>200 円</u>	170 円
研修室		<u>200 円</u>	170 円
ふれあい交流室		<u>400 円</u>	320 円
調理室		<u>150 円</u>	130 円
展示室		<u>400 円</u>	330 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「伏野地域生涯学習センター」 開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を利用実態にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	年末年始	なし

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
調理室	1 時間につき	200 円	170 円
調理実習室		200 円	180 円
第 1 研修室		200 円	170 円
第 2 研修室		200 円	170 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

(例 1) 使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

(例 2) 使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

(例 3) 使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「安塚地区公民館」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を、安塚地区公民館を設置している安塚コミュニティプラザの見直し内容に合わせて変更します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで <u>(月曜日、木曜日及び土曜日の午後 5 時から午後 9 時までは予約があるときのみ)</u> ※月曜日、木曜日及び土曜日の午後 5 時から午後 9 時までの間に安塚コミュニティプラザの予約があり開館しているときのみ安塚地区公民館の図書室を開館します。	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 【実際の設定】 平日は午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 土日祝日は午前 9 時から午後 10 時まで (月曜日、木曜日の午後 5 時 15 分から午後 10 時及び土曜日、日曜日の午後 5 時から午後 10 時までは<u>安塚コミュニティプラザの予約があるときのみ</u>)

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>日曜日</u> 、年末年始	年末年始

「安塚 B&G 海洋センター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、事前予約がない場合、午後 5 時以降は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>10</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	【条例】 午前 9 時から午後 10 時まで（プールにあたっては、午前 10 時から午後 9 時まで） 【実際の設定】 ○プール以外の諸室 4 月、5 月、9 月から 3 月は、日曜日のみ午前 9 時から午後 10 時まで。火曜日から土曜日は予約がなければ午後 1 時から午後 5 時まで。6 月から 8 月は、火・木・土曜日のみ午前 9 時から午後 9 時まで。水・金・日曜日は午前 9 時から午後 10 時までで、午後 5 時以降は予約制。 ○プール 6 月下旬から 7 月中旬の土曜日及び 7 月下旬から 8 月の火・木・土曜日は午前 10 時から午後 8 時 50 分まで、6 月下旬から

		7月中旬の日曜日及び7月下旬から8月の水・金・日曜日は午前10時から午後4時50分まで、6月下旬から7月中旬の火・木・土曜日は午後5時30分から午後8時50分まで
--	--	---

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 利用実態に合わせて、週休1日の休館日を近隣の体育館の休館日を考慮して再設定

区分	改定後	現行
休館日	金曜日、年末年始	月曜日、年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ アリーナの占有利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模（バレーボールコート2面程度）の平均使用料を1.2倍にした額（10円単位を四捨五入）に改定

→ 第2体育室の占有利用は、照明料金を含めた額とします。市内の柔剣道場及び卓球場の平均使用料を1.2倍にした額（10円単位を四捨五入）に改定

→ アリーナ及び第2体育室の共用利用、ミーティングルームは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

→ プールは、市内のプール同規模（温水機能のない25mプール）の平均使用料を1.2倍にした額（10円単位を四捨五入）に改定

なお、他施設に合わせて、新たに占有利用、回数券、20人以上の団体共用利用等を設定

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
アリーナ	占用利用		1 時間につき	<u>1, 200 円</u>	870 円
	照明設備			<u>(廃止)</u>	210 円
	共用 利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	340 円
			1 月につき	<u>(廃止)</u>	1, 360 円
			回数券 (11 回分)	<u>4, 000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	170 円
			1 月につき	<u>(廃止)</u>	680 円
			回数券 (11 回分)	<u>2, 000 円</u>	なし
第 2 体育館	占用利用		1 時間につき	<u>700 円</u>	540 円
	照明設備			<u>(廃止)</u>	110 円
	共用 利用	一般	1 人 1 回につき	<u>300 円</u>	270 円
			1 月につき	<u>(廃止)</u>	1, 080 円
			回数券 (11 回分)	<u>3, 000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	140 円
			1 月につき	<u>(廃止)</u>	560 円
			回数券 (11 回分)	2, 000 円	なし

区分				単位	使用料	
					改定後	現行
ミーティング グループ	占有利用			1 時間につき	<u>400 円</u>	360 円
	占有利用			1 時間につき	<u>5,600 円</u>	なし
プール	コース占有加算額			1 コース 1 時間につき	<u>400 円</u>	なし
	共用 利用	一般	個人	1 回につき	<u>300 円</u>	270 円
				回数券（11 回分）	<u>3,000 円</u>	なし
		団体（20 人 以上）	1 人 1 回につき		<u>200 円</u>	なし
		中学生 以下	個人	1 回につき	<u>200 円</u>	180 円
				回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	なし
		団体（20 人 以上）	1 人 1 回につき		<u>100 円</u>	なし

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「安塚和田スポーツ公園」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、事前予約がない場合、午後 5 時以降は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	日の出から日没まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日（受付窓口である安塚 B&G 海洋センターと同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	金曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 月曜日、11 月 24 日から翌年 3 月 31 日

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 占用利用は、市内の多目的広場同規模（面積が 10,000 m² 以下の一般施設）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

施設No.13

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
グラウンド	占有利用	1 時間につき	400 円	360 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

公の施設白書

(令和6年度実績・安塚区抜粋版※)

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
(財務部資産活用課)

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3 公の施設の現状

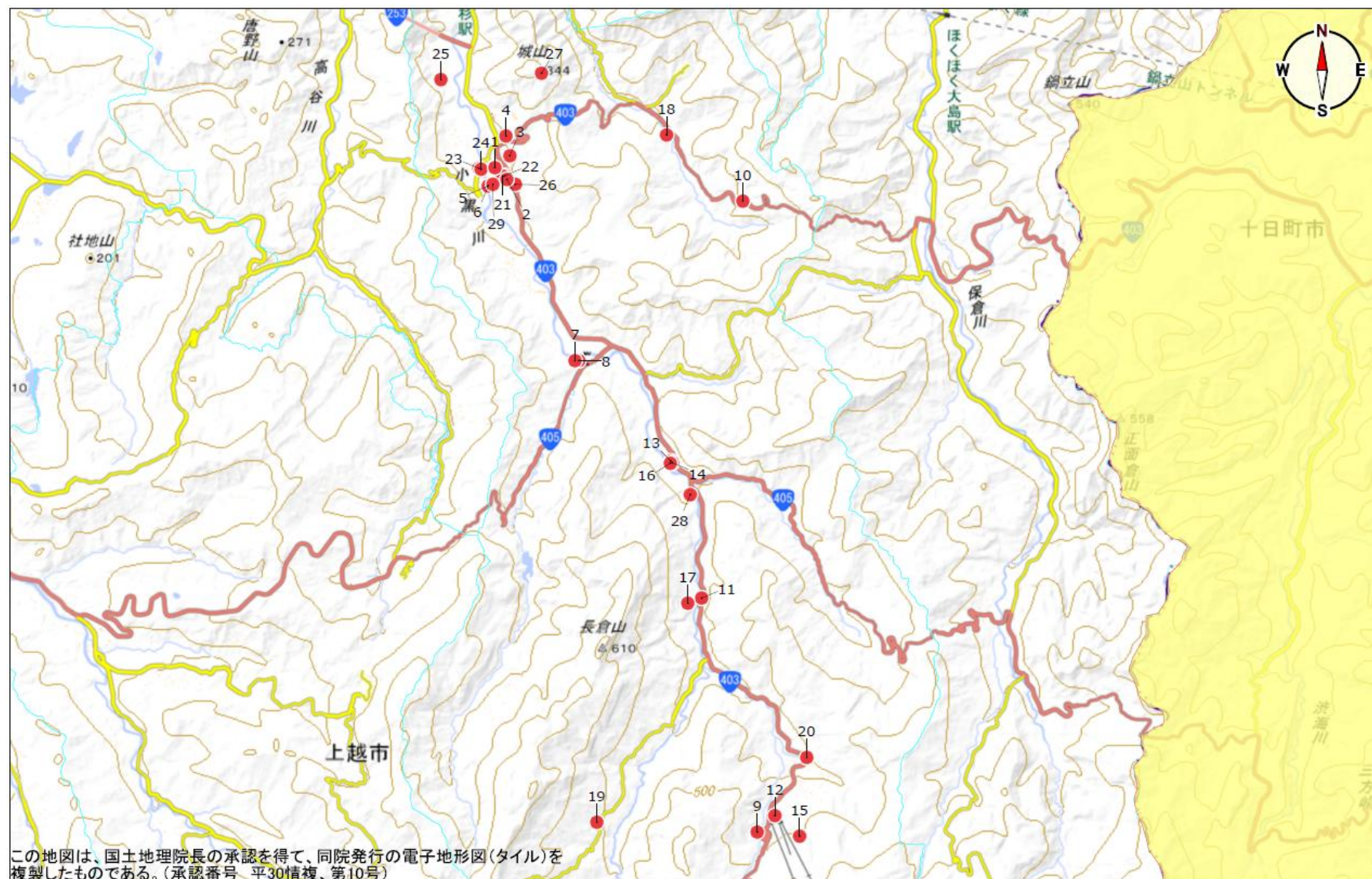
1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	上越市立安塚小学校	小学校	コンクリ	29/47	5,664.00	33	26,281	796,394	直営	別の計画等
2	安塚区総合事務所	市役所、総合 事務所	コンクリ	53/50	1,618.68	—	5,664	—	直営	別の計画等
3	安塚保育園	保育園	コンクリ	37/47	581.25	16	26,175	1,635,938	直営	別の計画等
4	安塚多目的交流施設	屋内ゲート ボール場	コンクリ	24/47	535.56	1,243	862	693	直営(業 務委託)	現状維持
5	安塚保健センター	保健センター	コンクリ	34/50	736.64	0	2,651	—	直営	現状維持
6	安塚診療所	医療機関	コンクリ	34/38	364.63	5,747	−11,310	−1,968	直営	現状維持
7	安塚B & G海洋センター	体育館	鉄骨	38/34	2,138.56	4,373	7,089	1,621	直営(業 務委託)	現状維持
8	安塚和田スポーツ公園(グラウンド)	多目的広場・ グラウンド	—	46/—	77.21	2,334	893	383	直営(業 務委託)	現状維持
9	ゆきだるま温泉久比岐野	宿泊温浴施 設	木造	34/31	1,666.87	7,748	484	62	指定管 理	現状維持
10	六夜山荘	交流宿泊施 設	木造	28/22	441.66	714	2,593	3,632	指定管 理	現状維持
11	菱の里	交流宿泊施 設	木造	57/22	308.61	2,174	4,286	1,971	指定管 理	現状維持
12	キューピットバレイスキー場	観光施設	鉄骨	34/31	3,627.34	46,018	154,306	3,353	指定管 理	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
13	樽田そば処	飲食施設	木造	21/22	192.11	8,128	1,132	139	指定管理	貸付又は譲渡
14	雪だるま物産館	農林水産業 振興施設	コンクリ	29/50	426.15	68,412	5,046	74	指定管理	現状維持
15	棚田動植物公園	キャンプ場/ 中規模公園	—	22/—	0.00	585	0	0	指定管理	別の計画等
16	雪中貯蔵施設	産業関連施設 (その他)	木造	4/9	432.31	481	1,204	2,503	直営	現状維持
17	菱里地域生涯学習センター	生涯学習センター	コンクリ	42/47	2,800.00	0	3,835	—	直営	現状維持
18	中川地域生涯学習センター	生涯学習センター	コンクリ	45/47	1,229.00	710	398	561	直営	貸付又は譲渡
19	伏野地域生涯学習センター	生涯学習センター	コンクリ	61/47	376.00	321	1,215	3,785	直営	貸付又は譲渡
20	須川地域生涯学習センター	生涯学習センター	鉄骨	36/34	545.00	283	719	2,541	直営	貸付又は譲渡
21	安塚地区公民館	公民館	コンクリ	43/50	1,297.78	172	0	0	直営(業務委託)	現状維持
22	安塚コミュニティプラザ	コミュニティプラザ	コンクリ	43/50	1,297.78	11,585	10,911	942	直営(業務委託)	現状維持
23	市営住宅 津止住宅	市営住宅	コンクリ	33/47	1,692.98	21	-1,747	-83,190	直営	別の計画等
24	市営賃貸住宅 コーポやすづか	市営賃貸住宅	木造	22/22	1,291.65	20	-2,532	-126,600	直営	別の計画等

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
25	特定公共賃貸住宅 板尾特定公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅	木造	26/22	562.85	17	-817	-48,059	直営	別の計画等
26	特定公共賃貸住宅 安塚特定公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅	木造	26/22	225.14	3	-690	-230,000	直営	別の計画等
27	直峰城跡	中規模公園	-	28/24	0.00	77	136	1,766	直営(業務委託)	別の計画等
28	豊坂コミュニティ公園	農村公園	-	39/-	0.00	0	139	-	直営	別の計画等
29	安塚児童遊園	児童遊園	-	51/-	0.00	-	602	-	直営	別の計画等
	小計					161,215	239,525	1,486		

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数。市営住宅のように、複数の建物があり、建築年数が異なる場合は「20-25/47」のように幅を持たせて表記。
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理形態	取組方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123, 456. 78	123, 456	123, 456	123, 456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなる）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

【自主的審議事項】

参 考 資 料

(写)

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 0 号
提 出 課	資産活用課

公有財産の減額貸付けについて

1 貸付けを行う財産

- (1) 名 称：旧安塚中学校
- (2) 所 在 地：上越市安塚区石橋 6 番地
- (3) 区 分：土地、建物 2 棟
- (4) 面 積：土地 22,352.00 m²
 建物 校舎（鉄筋コンクリート造 3 階建て）3,591.00 m²
 体育館（鉄骨造 2 階建て）1,622.00 m²
 昭和 52 年建築（経過年数 49 年）
- (5) 評 価 額（財産台帳評価額）：
 土地 36,449,600 円（法定外公共物を除く 19,184 m²の評価額）
 建物 407,050,800 円
- (6) 貸 付 料：1,560,000 円／年
 （市が募集要領で参考価格として記載した賃借料 42,527,560 円／年）

【位置図】



【建物外観】



2 貸付先

愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 1 号 J P タワー名古屋 26 階
プロスペック A Z 株式会社
代表取締役 遠山 知宏

3 貸付先の選定理由

令和 7 年 10 月から公募型プロポーザルによる利活用事業者を募集した結果、1 提案があり、令和 8 年 3 月 23 日に開催した選定委員会での審査において、プロスペック A Z 株式会社が優先交渉先として選定された。

これを受け、4 月 28 日に開催した地元説明会等において、優先交渉先による事業の実施について一定の賛同を得られたと判断したこと、また、事業内容は募集要領に示す貸付け条件に合致した提案であり、地域への貢献が期待できるものであること、さらに、安塚区地域協議会が自主的審議事項を通じて検討した廃校の利活用事業者に期待する内容にも合致していたことから、プロスペック A Z 株式会社を貸付先として選定した。

については、参考価格未満で提案されたことから減額貸付けの取扱いとなり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。

4 貸付けの概要

(1) 募集概要

① 募集の趣旨

令和 6 年 4 月に東頸中学校へ統合したことに伴い廃校となった旧安塚中学校について、安塚区地域協議会で令和 6 年 7 月から自主的審議事項として、校舎の利活用による地域振興策の実現に向けた議論を行っているなど、地域の関心が高い施設であることや、令和 7 年 4 月から市が実施した「廃校施設の利活用に関するサウンディング（民間対話）型市場調査」の結果、旧安塚中学校については、市場における需要があることが判明したことから、廃校の利活用を図るとともに、地域活性化に寄与することを目的とし、周辺地域、対象施設の特性をいかして利活用を図る事業者を募集することとした。

② 貸付期間

契約締結の日から 10 年間

③ 貸付方法

有償貸付け

④ 賃借料（参考価格）

賃借料	土地	1,822,480 円／年
	建物	40,705,080 円／年
	計	42,527,560 円／年
維持管理費		1,511,091 円／年

※ 賃借料の参考価格は、普通財産貸付事務取扱要領に基づき、財産台帳評価額から算出した土地と建物の賃借料を合計した額（42,527,560 円／年）となるが、建物が堅牢であり財産台帳評価額や賃借料が高額なことから、市が当施設の保有を継続する際に、必要となる最低限の維持管理費（1,511,091 円／年）を最低希望価格とし、それ以上の額による賃貸契約を希望して募集

⑤ 主な資格要件

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ・ 市区町村税等の滞納がないこと

(2) 契約方法

随意契約（公募型プロポーザル方式により選定）

(3) 貸付けの主な条件

- ① 事業実施のために必要となる施設整備は、事業者自らの資金負担とする。
- ② 施設を運営する期間を通じ、施設の運営及び維持管理並びに必要となる修繕は、事業者自らの資金負担とする。
- ③ 優先交渉先に選定された後において、優先交渉先は、市が指定する期間内に、安塚区地域協議会、特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚、立地町内会、その他市が必要と認めた地域団体及び地域住民等に対し、事業の説明を行うこと

(4) 貸付内容

- ① 金額：1,560,000 円／年
- ② 理由：市が参考価格とした賃借料 42,527,560 円／年を下回っているが、最低希望価格（1,511,091 円／年）を上回っているため

5 事業計画の概要

(1) 事業概要

① 事業内容

- ・ クルマエビのスマート陸上養殖事業
- ・ 山口県美祢市における同様の事業実績があり、国内 3 か所目の生産拠点
- ・ 地域に根ざした事業運営を行うため、特別目的会社若しくは支店登記等により事業主体となる会社を地域に設立する可能性があり、その場合は、事業主体との共同事業になる。
- ・ 本事業は、行政が保有する公共資産を活用し、民間が投資・運営を行う官民連携型事業であり、公共資産×民間資本×地域参画による持続可能な地域再生モデルを構築する。

② 事業期間

10 年間（その後の延長も希望）

③ 実施スケジュール

賃貸借契約締結の 1 か月後	養殖設備、給排水、電気工事着工
〃 5 か月後	開所式、稚エビ放流 第 1 期生育開始（校舎 13 槽）
〃 10 か月後	第 2 期生育開始（体育館 12 槽） 以降、全 25 槽での育成を行う

※早ければ令和 9 年度中に出荷予定

④ 概算事業費試算

- ・ 設備工事費は 120,000 千円を予定
- ・ 収入は、25 槽（校舎 13 槽、体育館 12 層）全部稼働で年間 40,000 千円を予定



- ⑤ 地域協議会が期待する内容との整合
 - ・ 育成されたクルマエビのブランド化と地域イベント等での活用
 - ・ 新規雇用は地元雇用を優先
 - ・ 児童、生徒の見学、体験機会の創出
 - ・ 既存の雪冷房設備、太陽光設備を自家消費して事業を実施

6 貸付先決定までの経過

(1) サウンディング（民間対話）型市場調査の実施

- ① 調査対象施設
旧安塚中学校を含む 15 の廃校施設
- ② 主な調査スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和 7 年 4 月 4 日
現地見学会	令和 7 年 5 月 9 日、15 日、21 日
対話型市場調査	令和 7 年 6 月 11 日～6 月 30 日

- ③ 調査結果
5 施設 7 事業の提案があった。（旧安塚中学校は 1 事業の提案）
- ④ 調査後の検討結果
早期の利活用実現が見込めそうな旧安塚中学校について、公募型プロポーザルにより事業提案を募集することとした。

(2) 公募型プロポーザルの実施

- ① 公募期間
令和 7 年 10 月 15 日から 12 月 25 日まで（72 日間）
（市ホームページに掲載し、報道機関、金融機関、令和 7 年度廃校利活用サウンディング（民間対話）型市場調査参加事業者等に情報提供）

- ② 応募数
1 提案

- ③ 選定委員会の選定結果

ア 選定委員会の構成 （令和 8 年 3 月 23 日現在）

種別	選定委員
学識経験者	吉田 昌幸（国立大学法人上越教育大学教授）
経営・財務会計に精通している専門家	笹川 香織（税理士）
	平野 康晴（中小企業診断士）
商工団体	金井 明（大浦安商工会副会長）
地域団体	小松 光代（特定非営利活動法人 N P O 雪のふるさと安塚代表理事）
	長谷川 直樹（安塚区町内会長協議会会長）
市職員	今井 勝宗（上越市安塚区総合事務所長）
	柳澤 祐人（上越市財務部長）

イ 委員会の開催

開催日	内容	出席委員
令和 8 年 3 月 23 日	書類審査、面接審査、優先交渉先の選定	8 人

ウ 選定の考え方

「資格要件」を満たした上で、「価格」、「地域への貢献及び周辺環境への配慮」、「提案事業の実現性・継続性」、「その他アピールポイント」の 4 つの観点から評

価を行い、及第点に達し、かつ、得点が高い提案者を優先交渉先として選定する。

エ 優先交渉先の選定

委員から平均 60 点以上の評価があったもののうち、得点が最も高いもの、かつ、最も多くの委員が第一順位に評価したものを優先交渉先とする。

オ 審査項目及び配点

審査項目	①価格	②地域への貢献及び周辺環境への配慮	③提案事業の実現性・継続性	④その他アピールポイント	計
配点	20 点	40 点	30 点	10 点	100 点

カ 審査結果

書類審査のほか、プレゼンテーションを通じた質疑応答を行い、委員から平均 60 点以上の評価があったプロスペク A Z 株式会社の提案について、委員間で協議の上、選定委員会の総意として優先交渉先に選定した。

活用方法	クルマエビのスマート陸上養殖事業				
審査結果	点数	①	②	③	④
A 委員	68	12	28	20	8
B 委員	62	12	26	18	6
C 委員	70	12	30	20	8
D 委員	68	12	28	20	8
E 委員	64	12	26	20	6
F 委員	68	12	26	22	8
G 委員	72	12	32	18	10
H 委員	66	12	26	22	6
平均点	67.3	12	27.8	20	7.5
60 点以上の点数の委員数	8/8	—	—	—	—

キ 優先交渉先に対する委員からの主な意見

- ・ 事業の収支計画は大雑把なものではあるが、山口県美祢市における同様の事業実績があり、事業の実現性が高いと考えられる。
- ・ 廃校施設という地域資源の有効活用の観点からも良い提案である。

(3) 審査結果を踏まえた市の対応

プロスペク A Z 株式会社を優先交渉先として、地域団体及び地域住民等に対し、事業の説明を行うほか、施設の貸付け・有効活用に向けた交渉を進めることとした。

7 その他

旧安塚中学校は、文部科学省所管の補助金の処分制限期間内であることから、減額貸付に係る市議会の議決を得たのち、財産処分承認申請の手続を行う予定